

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
5月24日
(火曜日)

目次

- 規則
優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課).....
- 告示
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(学事文書課).....
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....
- 土地改良事業計画変更の同意(農村整備課).....
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....



優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十二号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則(昭和四十九年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号

八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同項第六号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第三十一条の二第二項第十二号八又は第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八又は第六十二条の三第四項第十四号八」に、「第三十一条の二第二項第十二号又は第六十二条の三第四項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十四号又は第六十二条の三第四項第十四号」に改める。

第八条第一項中「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同項ただし書中「第三十一条の二第二項第十三号二又は第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号二又は第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同項第七号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第一号様式の表中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第14号八」に改め、同様式の注3中「第31条の2第2項第12号八又は第62条の3第4項第12号八」を「第31条の2第2項第14号八又は第62条の3第4項第14号八」に改める。

別記第七号様式の表中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第15号二」に改め、同様式の表の注5から7までの規定中「第31条の2第2項第13号二又は第62条の3第4項第13号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百二十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「電気」を「財務会計システム 学生情報管理システム 電気」に改める。

山口県告示第三百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
山口市小鯖土地改良区	平成一七、五、一一
山口市二島東土地改良区	〃
周南市長穂土地改良区	〃
周南市八代南土地改良区	〃

山口県告示第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
周南市	北谷地区	ため池の整備	平成一七、五、一一
〃	前後山地区	〃	〃



(二九五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年七月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 東南アジア埋蔵文化財保護基金
代表者の氏名 西村 昌也
主たる事務所の所在地 下関市宝町三八番六号
- 三 定款に記載された目的
東南アジアの遺跡及び伝統文化財に対する保護及び保存の活動並びに保護及び保存を行う研究者、学生などの東南アジア各国の人の研究の援助並びに教育指導に関する事業を行い、東南アジア各国の人及び日本国民、さらには世界各国の人が東南アジアの遺跡及び文化財の保護、保存、研究及び教育に対する理解と関心を深めることに寄与すること。

(二九六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
〃	宇部市広瀬土地改良区	理事	河崎 郁男	宇部市大字広瀬六四八
〃	〃	監事	藤井 晴信	〃 〃 六四二
二 退任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
〃	〃	〃	〃

” 宇部市広瀬土地改良区

監 理

事 事

河 藤
崎 井

郁 晴
男 信

” 宇部市大字広瀬六四二

”

六四八

平成十七年五月二十四日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)